

展示物リスト一覧

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者等の主張に対する認否	権利取得原因	原告の権利取得原因の主張に対する認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての主張に対する認否	被告らの反証
1	10.30	追加 水刺間 チャングムの料理書	MBCA	本件日誌がその記載内容について何らかの著作物性が認められるとしても、本件日誌の記載内容は、B氏が起草したものである。	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	否認。MBCAが著作権を有したことはない。	本件ドラマの主人公チャングムは、歴史上に記録がほとんどなく、医女であることしか分かっておらず、宮中で料理人として働いていたというのは物語のなかの想像に過ぎず、当然、主人公の料理本は現存せず、本件ドラマのために特別に制作されたものであり、唯一のオリジナルである。また、紙、文字、記載内容において創作性が高い。	否認。 美術の著作物といえるためには、高度の美的創作性を必要とするところ、本件日誌には高度の美的創作性がなく、美術の著作物とはいえない。 この点、原告は、「紙、文字、記載内容において創作性が高い」と主張するが、まず、紙についていえば、本件日誌に用いられた紙は、一般に市販されている韓紙(約1メートル四方)であり、購入価格としても1500ウォン程度(日本円にして100円程度)に過ぎず、美的創作性が認められるとは到底考えられない。 また、文字については、文字が情報伝達手段として自由な利用に供されるべきものであることからすれば、文字に創作性が認められるのは、字体、筆遣い、筆勢、墨の濃淡やにじみ等において高度の美的創作性が認められ、かつ、文字が情報伝達手段として自由な利用に供されるべきであるという本質を害しない場合に限られるべきである。そして、文字の字体は本来、著作物性を有するものではない点に留意する必要がある(東京地判昭和62年(ワ)第1136号平成元年11月10日判決)。これを本件日誌についてみると、文字の形態についての詳細は不明であり、原告からは何ら文字の美的創作性について具体的な主張がなされておらず、その内容すら紹介されないシーン数枚における単なる小道具であることからすれば、主張自体失当というべきである。 また、本件日誌の「記載内容」については、原告から具体的な内容の主張がないことから主張自体失当であるが、料理のレシピや料理方法についての内容と推測されること、料理方法それ自体に著作物性が認められないことは明らかである。 以上のとおり、本件日誌は、紙、文字、記載内容について、いずれも高度の美的創作性がなく、美術の著作物とはいえない。	本件展覧会において展示し、原告の展示権(著作権法25条)を侵害した。 (2006年5月2日～5月14日 日本橋三越 2006年8月12日～8月27日 長崎ハ ウステンボスユレヒトプラザ 2006年9月2日～9月10日 名古屋栄三越 2006年9月15日～9月24日 新潟三越 2006年10月4日～10月11日 札幌三越 2006年10月18日～10月30日 横浜高島屋 2006年12月27日～2007年1月7日 広島三越 2007年2月27日～3月7日 小倉井筒屋 2007年8月9日～8月21日 香林坊大和)	MBCAによれば、本件日誌と同様のものを実際にはいくつか作成し、そのうちの1部が本件ドラマで使用され、あるいは、本件展覧会で展示されたことであるが、本件日誌と料理本とが同一のものであるかどうかは不明である。 本件展覧会で展示された料理本は、乙第5号証の1頁のCat no.10.30の写真のとおりであるが、この写真では葉の絵は描かれていない。他方、本件ドラマで使用された本件日誌には、乙12(韓国ドラマ・ガイド宮廷女官 チャングムの誓い 前編)42、43頁のとおり葉の絵が描かれており、その意味では両者が同一でない可能性が高い。 このように本件日誌と料理本が同一であることの主張立証は何らなされていないことから、万一、本件日誌が著作物であるとしても、原告が本件日誌を展示したことを前提とする原告の展示権侵害(著作権法25条)の主張は失当である。	①乙12の42頁
2	10.40	追加 手紙① 母の形見の手紙(ミョンの形見ということで、包丁と一緒にハン尚宮からチャングムに渡されたもの)	MBCA	本件手紙が仮にその記載内容について何らかの著作物性が認められるとしても、本件手紙の記載内容についての著作者は本件ドラマ脚本家のC氏である。	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	本件手紙は主人公の母親が書いた手紙で、主人公に水刺間の最高位の女官になって欲しいという内容のもので、上記1と同様本件ドラマのために特別に制作されたものであり、唯一のオリジナルである。また、紙、文字、記載内容において創作性が高い。	否認。 本件手紙の内容については、本件ドラマの脚本の一部として、脚本家のCが原案を考案し、それをMBCAの社員が記したものである。文字は漢字等であり、紙は、一般に市販されている韓紙(約1メートル四方)であり、1500ウォン程度(日本円にして100円程度)で購入された、どこでも手に入るものであり、特殊なものではない。墨も廉価な市販のものである。 本件日誌について述べたところと同様、本件手紙についても、その詳細は不明である。 以上、本件手紙については、紙、文字、内容ともに何ら具体的な美的創作性についての主張・立証がなされておらず、主張自体失当というべきであるし、高度の美的創作性はそもそもない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。 本件手紙が本件ドラマで実際に使用されたかどうかについては不知。	
3	10.50	追加 手紙② 気味尚宮の書(気味尚宮が書いた書。内容は風が冷たくて王様の体調がよくないので、漢方薬を処方して欲しいという注文書)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	上記1、2と同様。	同上	同上	同上	同上
4	10.60	追加 手紙③ ハン尚宮の手紙 ハン尚宮がミョンを心配する内容	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	上記1、2、3と同様。	同上	同上	同上	同上
5	11.00	中宗大王の部屋 机	MBCA	家具メーカー「チャーフルサンノンバン」	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる机として、金具部分に彫刻が施されるなど、セットの雰囲気も含うように制作されたものであって、創作性が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創作性が必要であるところ、机については、家具メーカーの市販カタログから選んで購入した一般的な日常家具であって、高度の美的創作性はなく、著作物とはいえない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。 机が、本件ドラマで実際に使用されたかどうかについては不知。本件ドラマを見る限りでは、同一でないようにも見受けられる。原告はこの点について何ら主張・立証をしておらず、失当である。	①乙13

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての 主張に対する認否	被告らの反証
6	12.00	中宗大王の部屋 三層棚	MBCA	家具メーカー 「チャーケルサン ノンパン」、 CG製作者(図 柄部分)	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる 家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気 に合うように一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創 作性が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創作性が必要であるところ、本件展覧会で展示した三層棚等は、MBC Aが、本件ドラマの撮影前に、韓国の家具メーカーである「チャーケルサンノンパン」社のカタログの中か ら選択のうえ、同社から、三層棚、草笥、草笥小物入れ、デスク、2段の棚及び鏡台を購入したうえで(乙 13参照)、文様の絵柄を紙にカラープリントして糊で家具に貼り付け、その上に透明のラッカーペイントを 塗ったに過ぎないものである。この点、朝鮮の伝統的工芸として「筆角」と言われる手法があるが、これ は牛の角から透明な薄片を作り、裏から顔料で絵模様を描き、箱や草笥に貼りつけるものである。このよ うな「筆角」の手法と比べ、三層棚等は経費を抑えるために上記のとおりCGで作成した絵柄を紙にプリ ントアウトして貼りつけるという手法で簡易に作成したものであり、到底、高度の美的創作性を有するもの とはいえない。 なお、三層棚等に貼り付けた文様は、MBCAが、外部のCG製作会社に発注して製作してもらったもの であるが、当該CG製作会社では、当該文様は、「韓国の伝統文様」という書籍(乙14)などの韓国伝統 文様に関する書籍を参考として製作したようであり、これらの書籍は、文字とおり韓国で過去に製作され た伝統的な工芸品等に実際に使用されている文様を紹介するものであるから、当該書籍において紹介さ れた文様を組み合わせた本件の絵柄には、製作者の新たな高度の美的創作的表現が加わる余地に乏 しく、誰が製作しても同様の表現となるような代物である。 加えて、三層棚等は、本件ドラマのためだけに製作された一品製作品ではなく、当時の時代風俗等を忠 実に再現するものとして、他のMBCの歴史ドラマでも使用されている。 以上の点に鑑みれば、三層棚等に高度の美的創作性はなく、美術の著作物といえない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所 に関する主張については認めるが、「原告の 著作権(著作権法25条)を侵害した。」と の主張については争う。 本件ドラマを見る限りでは、本件ドラマで小 道具として使用されている家具と三層棚等 とは異なるように見受けられ、本件ドラマ で使用された小道具と本件展覧会で展示 された三層棚等との同一性については不 知。原告はこの点についての具体的な主 張・立証を行っておらず、失当である。	①乙13 ②乙14
7	12.10	中宗大王の部屋 草笥	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる 家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気 に合うように一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創 作性が高い。	同上	同上	同上	同上
8	16.10	中宗大王の部屋 草笥小物入れ	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝の王の部屋に使用された机。王の部屋に置かれる 家具として、豪華な装飾が施されるなど、セットの雰囲気 に合うように一品制作されたものであって、美術的価値も高く、創 作性が高い。	同上	同上	同上	同上
9	25.00	皇太后の部屋 文机	MBCA	家具メーカー 「チャーケルサン ノンパン」	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝の皇太后の部屋に使用された机。皇太后の部屋に 置かれる机として、金具部分に彫刻が施されるなど、セットの 雰囲気に合うように制作されたものであって、創作性が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創作性が必要であるところ、文机については、家具メーカーの市販カタ ログから選んで購入した一般的な日常家具であって高度の美的創作性はなく、著作物とはいえない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所 に関する主張については認めるが、「原告の 著作権(著作権法25条)を侵害した。」と の主張については争う。 文机が、本件ドラマで実際に使用されたか どうかについては不知。本件ドラマを見る 限りでは、同一でないようにも見受けられ る。原告はこの点について何ら主張・立証 を行っておらず、失当である。	①乙13
10	26.00	皇太后の部屋 クッション	MBCA	布団・寝具販売 店	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に 合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたもので あって、美術的価値も高く、創作性が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創作性が必要であるところ、当該クッションは、MBCAが布団・寝具販 売店から借用したものであって、同販売店が一般に販売しているありふれたクッションであり、高度の美 的創作性はなく、美術の著作物といえない(乙15)。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所 に関する主張については認めるが、「原告の 著作権(著作権法25条)を侵害した。」と の主張については争う。 当該クッション自体が本件ドラマで実際に 使用されたかどうかについては不知。原告 はこの点についての具体的な主張・立証を 行っておらず、失当である。	①乙15

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創造性についての主張	原告の創造性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての 主張に対する認否	被告らの反証
11	27.00	皇太后の部屋 デスク	MBCA	家具メーカー 「チャーケルサン ノンバン」、 CG製作者(図 柄部分)	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に 合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたもので あって、美術的価値も高く、創造性が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創造性が必要であるところ、本件展覧会で展示した三層棚等は、MBCAが、本件ドラマの撮影前に、韓国の家具メーカーである「チャーケルサンノンバン」社のカタログの中から選択のうえ、同社から、三層棚、軍筒、軍筒小物入れ、デスク、2段の棚及び鏡台を購入したうえで(乙13参照)、文様の絵柄を紙にカラープリントして糊で家具に貼り付け、その上に、透明のラッカーペイントを塗ったに過ぎないものである。この点、朝鮮の伝統的工芸として「筆角」と言われる手法があるが、これは牛の角から透明な薄片を作り、裏から顔料で絵柄様を描き、箱や軍筒に貼りつけるものである。このような「筆角」の手法と比べ、三層棚等は経費を抑えるために上記のとおりCGで作成した絵柄を紙にプリントアウトして貼りつけるという手法で簡易に作成したものであり、到底、高度の美的創造性を有するものとはいえない。 なお、三層棚等に貼り付けた文様は、MBCAが、外部のCG製作会社に発注して製作してもらったものであるが、当該CG製作会社では、当該文様は、「韓国の伝統文様」という書籍(乙14)などの韓国伝統文様に関する書籍を参考として製作したようであり、これらの書籍は、文字どおり韓国で過去に製作された伝統的な工芸品等に実際に使用されている文様を紹介するものであるから、当該書籍において紹介された文様を組み合わせた本件の絵柄には、製作者の新たな高度の美的創造的表現が加わる余地に乏しく、誰が製作しても同様の表現となるような代物である。 加えて、三層棚等は、本件ドラマのためだけに製作された一品製作品ではなく、当時の時代風俗等を忠実に再現するものとして、他のMBCの歴史ドラマでも使用されている。 以上の点に鑑みれば、三層棚等に高度の美的創造性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。 本件ドラマを見る限りでは、本件ドラマで小道具として使用されている家具と三層棚等とは異なるように見受けられ、本件ドラマで使用された小道具と本件展覧会で展示された三層棚等との同一性については不 知。原告はこの点についての具体的な主張・立証を行っておらず、失当である。	①乙13 ②乙14
12	28.00	皇太后の部屋 2段の棚	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后の部屋のセットに使用された家具。皇太后の部屋に 合わせて豪華な装飾が施されるなど、一品制作されたもので あって、美術的価値も高く、創造性が高い。保険評価額が高い。	同上	同上	同上	同上
13	33.10	皇太后の部屋 筆角鏡台	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后の部屋のセットに仕様された小道具。豪華で緻密な 装飾が施されており、一品制作されたものであって、美術的 価値も高く、創造性が高い。	同上	同上	同上	同上
14	33.50	皇太后の部屋 屏風	MBCA	外部の業者	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后の部屋のセットに仕様された小道具。豪華で緻密な 装飾が施されており、一品制作されたものであって、美術的 価値も高く、創造性が高い。保険評価額が高い。	否認。 応用美術については高度の美的創造性が必要であるところ、本屏風は時代劇ドラマで使用される小道具であり、時代考証、文物考証に基づいてドラマで取り上げる時代の風俗等を忠実に再現するためのものであり、誰が制作しても同様の表現になるようなものであって、創造性に欠けるものである。実際、本屏風と同様に褐色をベースとしつつ緑の山々を背景にして多数の鶴が飛ぶ姿を描いた絵柄は韓国の伝統的な絵柄の一つであり(乙16)、本屏風はこれら伝統的な絵柄を模倣して外部業者が製作したものであり、高度の美的創造性に乏しいものである。 さらに、本屏風はMBCの時代劇ドラマの小道具として使用するため、MBCが本件ドラマを製作する相 当以前に、MBCAが外部業者に委託して製作してもらったものであり、実際、本件ドラマ以前のドラマ 「大王の道」その他数多くの時代劇ドラマで使用しているものである(乙17)。 以上のとおり、本屏風は、あくまで時代劇ドラマの小道具にすぎず、内容も伝統的な絵柄を模倣したもので あって、高度の美的創造性を有しないため、著作物とはいえない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。	①乙16 ②乙17
15	105.10	三層棚	MBCA	家具メーカー 「チャーケルサン ノンバン」	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	水刺間のセット用に作成された棚で、細かい装飾が施されて おり美術的価値が高い。保険評価額も高い。	否認。 通し番号6等と異なりデザイン画の貼付も行っていない、家具メーカーから購入したままの状態のものであり、MBCAに著作権はない。	同上	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと、及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。 当該品目は、本件ドラマで使用されていない。	①乙13 ②乙14

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容について の主張に対する認否	被告らの反証
16	42.00～ 106.30	水刺間舞台セット	MBCA	不知	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	取得したとす る編集著作 物が特定さ れていない ため、主張 自体失当。	本件ドラマの主要な舞台であるが、本件ドラマ制作時に朝鮮王朝時代の水刺間は現存しておらず、詳細な資料がない状況で、水刺間の細部にいたるまで精密に制作しており、ドラマ終了後はテーマパークにそのまま設置、展示されるなど完成度の高い舞台セットである。 すなわち、個々の食器、道具等はある程度用意されたものであっても、多種多様な食器類、道具類から、ドラマのイメージ及びストーリーに沿った食器や道具類としてどのようなを選び、どのように配列すべきかを工夫して製作された舞台セットであるので、セット全体が編集著作物として創作性がある。	否認。 仮に原告が、別紙侵害品リストの通し番号16で示されている写真における、個々の小道具・大道具等の配置に創作性があるとして、「本件水刺間セット」が個々の小道具・大道具等を素材とした「編集著作物」であるという趣旨の主張をするものと解して、以下のとおり失当である。 本件水刺間セットは、韓国の宮廷における調理場・台所という歴史上の事実を再現したものであり、調理場・台所という機能を正確に表現するという点で表現の選択の幅が狭いことは明らかである。また、ドラマ撮影のためのセットであることから、出演者が画面に映るようになり、適切な照明を当てたりするために、自ずとその配置には制約があることも明らかである。 さらに、本件水刺間セットは単純でありふれた台所に関するセットであり、まな板等のうえに食器や道具等が食事を準備するために置かれているにすぎないものであっても、食器等の配置に個性の発露が見られず何らの創作性もない。実際、韓国の華城行宮では、朝鮮王朝時代の生活用具を展示した水刺間の再現施設があるが、本件水刺間セットもこれと類似しており、その意味でも創作性に乏しいものである(乙12)。 したがって、本件水刺間セットは編集著作物ではない。	本件展覧会において、本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に、一部は複製して再現し、MBCAから貸与された物と一緒に配列して展示し、もって、複製権(著作権法21条)及び展示権(同法25条)を侵害した。	事実について否認し、法律上の主張については争う。 本件展覧会は9会場で開催したが会場ごとに展示に使用できるスペースの面積や構造が異なり、会場ごとにセットの体裁も変えている。MBCAから提供を受けた食器や小道具の配置によっても会場ごとに異なり、本件ドラマのセットと同一のものではない。 したがって、万一、本件ドラマのセットが編集著作物に該当することがあっても、本件展覧会の各展示は本件ドラマのセットとは別のものであることから、原告の展示を前提とする展示権の侵害はあり得ない。 原告は、本件展覧会で展示された各セットは本件ドラマのセットの複製である主張するようであるが、本件ドラマのセットと本件展覧会のセットとは全く異なるものであるし、原告はこの点についていかなる点で類似点があり複製といえるのかについて何ら主張していないから、主張自体失当である。	①乙12の111頁
17	11.00～16.20 79.00、 79.10、 106.00、 106.10	中宗大王と皇后の部屋/水刺床 セット	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	本件ドラマの主要な舞台であり、王族の部屋という性質上、細部にわたって絢爛豪華に制作されており、本件ドラマ終了後も、展示会などで展示されるなど完成度の高い舞台セットである。 すなわち、個々の小物等に創作性がなくても、朝鮮王朝の王の食事を主題の一つとするドラマとして、王の食事についてのビジュアルの資料が残されていない中、ドラマのイメージ及びストーリーに沿った小物や食卓、座布団、屏風、ダンス等を製作したりして選択し、それらがどのように並べられれば王族の部屋らしく豪華絢爛に見えるか、またテレビドラマとして見栄えがよいかを検討した上、食卓に数多くの料理や器を配列し、屏風やダンス等も配置しているものであって、セット全体として、編集著作物としての創作性がある。	否認。 仮に原告が主張する「中宗大王と皇后の部屋/水刺床セット」という本件ドラマのセットが別紙侵害品リストの通し番号17で示されている写真であるとしたとしても、当該セットにおける素材の分類・選択、配列には創作性がない。 すなわち、本件水刺床セットのように、赤いちゃぶ台のうえに、銀食器を並べ、惣菜の数は12品(ご飯、スープ、キムチなどは除く)もしくはそれ以上とするのは、朝鮮王朝の宮廷料理の伝統的な様式であり、本件ドラマもその様式にしたがったものであり、何ら創作性を有するものではない。 実際に、朝鮮王朝の宮廷料理に関する書籍では、赤いちゃぶ台のうえに惣菜を持った多くの銀食器が並べられた、本件水刺床セットと類似した写真が多数紹介されている(乙18、乙19)。 このように、本件水刺床セットに創作性は認められず、編集著作物にはあたらない。	本件展覧会において、本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に、一部は複製して再現し、MBCAから貸与された物と一緒に配列して展示し、もって、複製権(著作権法21条)及び展示権(同法25条)を侵害した。	事実について否認し、法律上の主張については争う。 本件展覧会は9会場で開催したが会場ごとに展示に使用できるスペースの面積や構造が異なり、会場ごとにセットの体裁も変えている。MBCAから提供を受けた食器や小道具の配置によっても会場ごとに異なり、本件ドラマのセットと同一のものではない。 したがって、仮に、本件ドラマのセットが編集著作物に該当することがあっても、本件展覧会の各展示は本件ドラマのセットとは別のものであることから、原告の展示を前提とする展示権の侵害はあり得ない。 本件展覧会で使用した屏風は日月五峯園という国立故宮博物館所蔵の極めて高名な屏風のレプリカであるが(乙20)、本件水刺床セットで使用された屏風(別紙侵害品リストの通し番号17のドラマ「チャングムの誓い」第5話と記載された写真参照)とは明らかに異なるものであり、その意味でも複製といえないことは明らかである。	①乙18 ②乙19 ③乙20の236～238頁
18	25.00 ～33.50	皇太后の部屋セット	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	本件ドラマの主要な舞台であり、皇太后の部屋という性質上、細部にわたって絢爛豪華に制作されており、本件ドラマ終了後も、展示会などで展示されるなど完成度の高い舞台セットである。 すなわち、参考となる歴史資料が残されていない中、皇太后というキャラクターのイメージ及び本件ドラマのストーリーに沿った机、座布団、肘掛け、屏風、ダンス等を製作したりして選択し、それらがどのように並べられれば皇太后の部屋らしく豪華絢爛に見えるか、またテレビドラマとして見栄えがよいかを検討した上、机、屏風やダンス等も配置しているものであって、セット全体として、編集著作物としての創作性がある。	否認。 仮に原告が主張する「皇太后の部屋セット」という本件ドラマのセットが別紙侵害品リストの通し番号18で示されている写真であるとしたとしても、当該セットにおける素材の分類・選択、配列には創作性がない。 すなわち、本件皇太后の部屋セットのように、机、筆筒、肘掛け、屏風、座布団等を用いた部屋の様式は、韓国における時代劇ドラマでは極めてありふれたものであり、何ら創作性を有するものではない(乙21)。 このように本件皇太后の部屋セットに創作性は認められず、編集著作物にはあたらない。	本件展覧会において本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に再現・展示し複製権(著作権法21条)・展示権(同法25条)を侵害した。	事実について否認し、法律上の主張については争う。 本件展覧会は9会場で開催したが会場ごとに展示に使用できるスペースの面積や構造が異なり、会場ごとにセットの体裁も変えている。MBCAから提供を受けた食器や小道具の配置によっても会場ごとに異なり、本件ドラマのセットと同一のものではない。 したがって、仮に、本件ドラマのセットが編集著作物に該当することがあっても、本件展覧会の各展示は本件ドラマのセットとは別のものであることから、原告の展示を前提とする展示権の侵害はあり得ない。 本件展覧会で使用した屏風(別紙侵害品リストの通し番号14の写真参照)は本件皇太后の部屋セットで使用された屏風(乙22)とは異なるものであるし、筆筒の配置も異なり、本件皇太后の部屋セットでは配置されている薄緑色の座布団は本件展覧会では机のまわりに絨氈が配置されているなど、本件皇太后の部屋セットと本件展覧会の展示とは異なる点が多々あり、到底複製とはいえない。	①乙21 ②乙22

通し番号	乙号証のCat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者等の主張に対する認否	権利取得原因	原告の権利取得原因の主張に対する認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての主張に対する認否	被告らの反証
19	141.00 ~160.50	内医院セット	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	内医院は、主人公が初めて医女になった者であるという本件ドラマのストーリーにおいて主要な舞台であるが、本件ドラマ制作時に朝鮮王朝時代の内医院は現存しておらず、詳細な資料がない状況で、内医院の細部にいたるまで精密に制作されており、ドラマ終了後はテーマパークにそのまま設置、展示されるなど完成度の高い舞台セットである。すなわち、個々の小道具などに著作権性がなくとも、主人公が活躍する舞台としての内医院として、どのような什器類が備わっているべきか検討の上、机や椅子、菓子を保管している箱や薬研(すりおろし)を製作、加工するなどして選択し、内医院のイメージ及びテレビドラマとしての見栄えを考慮の上、これら道具類等を配置しているのであって、全体として編集著作物として創作性がある。	否認。 仮に原告が主張する「内医院セット」という本件ドラマのセットが別紙侵害品目リストの通し番号19で示されている写真であるとしたとしても、当該セットにおける素材の種類・選択、配列には創作性がない。すなわち、本件内医院セットのように、薬袋を柱等にぶら下げる様子は、韓国における伝統的な様式であって、何ら創作性を有するものではない。実際に、本件ドラマ以前の韓国時代劇ドラマにおいても、本件内医院セットとよく似たシーンが放映されている(乙23)。韓国の朝鮮王朝時代の風情の残る河回村などでは、菓草が入った袋がつけられている庶民層(診療所)が残っているが(乙24)、かかる庶民層の状況は本件内医院セットとよく似ている。このように本件内医院セットは朝鮮王朝時代から伝わる韓国の伝統的な診療所様式を忠実に再現しているものによらず、小道具等の選択や配列に何ら創作性は認められず、編集著作物にあたらぬ。	本件展覧会において本件ドラマセットをドラマで使用されたのと同様に再現・展示し複製権(著作権法21条)・展示権(同法25条)を侵害した。	事実について否認し、法律上の主張については争う。 本件展覧会は9会場で開催したが会場ごとに展示に使用できるスペースの面積や構造が異なり、会場ごとにセットの体裁も変えている。MBCAから提供を受けた食器や小道具の配置によっても会場ごとにスペースに応じて臨機応変に行ったものであり、本件ドラマのセットと同一のものではない。したがって、仮に、本件ドラマのセットが編集著作物に該当することがあっても、本件展覧会の各展示は本件ドラマのセットとは別のものであることから、原告の展示を前提とする展示権の侵害はあり得ない。 本件内医院セットの写真と、本件展覧会での展示状況の写真(名古屋三越のもの)では、机の色、机の上の薬箱や薬皿等の小道具の有無及び位置、薬袋の吊り上げられている位置等、異なる部分が多々あり、複製とはいえないことは明らかである。	①乙23 ②乙24
20	4.00	チャンダム子役(見習い)時代の衣装 チマ(スカート)、チョゴリ(上衣)(綿)	MBCA	認める	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	否認。 著作物ではない。	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	否認。 いわゆる「チマチョゴリ」とは、日本の和服のような合わせの上着と袴風のスカートの衣装で、古くから韓国に伝わる伝統的な民族衣装であって(乙29の218、219頁)、そのデザイン自体、ありふれたものであって高度の美的創作性はないし、本件ドラマ以前からMBCAにおいて時代劇ドラマにおいて使用してきたものである。 朝鮮王朝の宮中に仕える女官の衣装がこれらの本件展覧会展示物と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける女官の衣装も、上記本件展覧会展示物と同様に、合わせの上着(チョゴリ)と袴風のスカート(チマ)の衣装で構成されており、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状や上着、スカートの形状、色合い、スカートの帯が露出していること等の点において酷似していることからも明らかである(乙27の100、101頁、乙28の75頁)。 なお、原告は、「朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである」と主張しているが(別紙侵害品目リストの通し番号20、21、31乃至38の各「創作性についての主張」欄)、誤りである。すなわち、韓国において染色法は相当古くから発展してきており、例えば、古く百済の時代(西暦260年ころ)には品官別服色制度を定めて身分を区別しており、当時、赤、青、黄、赤紫、青磁色などの色彩が存在したこと、そして、韓国の伝統的な染色の中には、本件ドラマでも使用されているような緑色や桃色、赤系系統の染色法があることが明らかになっている(以上、乙29の442乃至465頁)。本件ドラマで使用される衣装はかかる伝統的な染色法・染色内容を参考にして、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現したものである。 また、生地も素材も綿であり、糸もどこでも入手可能な市販のものを使用している。 以上のとおり、本件当該衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	本件展覧会において展示し、原告の展示権(著作権法25条)を侵害した。 (2006年5月2日~5月14日 日本橋三越 2006年8月12日~8月27日 長崎ハウステンボスユレヒトプラザ 2006年9月2日~9月10日 名古屋栄三越 2006年9月15日~9月24日 新潟三越 2006年10月4日~10月11日 札幌三越 2006年10月18日~10月30日 横浜高島屋 2006年12月27日~2007年1月7日 広島三越 2007年2月27日~3月7日 小倉井筒屋 2007年8月9日~8月21日 香林坊大和)	本件展覧会で当該品目の展示を行ったこと及び本件展覧会の開催日時、場所に関する主張については認めるが、「原告の著作権(著作権法25条)を侵害した。」との主張については争う。	①乙27の100、101頁 ②乙28の75頁 ③乙29の442乃至465頁
21	5.00	チャンダム(水刺間女官 青)の衣装 チマ(スカート)、チョゴリ(上衣)(綿)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、自分の高い人に会うときに手を隠せるようにきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。 さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	否認。 古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり(乙29の218、219頁、乙19の2枚目の水刺床写真、乙18の35頁)、ありふれたものであって高度の美的創作性を有しない点、通し番号20のチマチョゴリと同様である。朝鮮王朝の宮中に仕える女官の衣装がこれらの本件展覧会展示物と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける女官の衣装も上記本件展覧会展示物と酷似していることからも明らかである(乙30の62頁、乙27の108、109頁、乙28の64頁、65頁、75頁、103頁)。チマチョゴリは、いずれの衣装も、合わせの上着と袴風のスカートの衣装で構成されており、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状や上着、スカートの形状、色合い等の点において酷似している。唐衣についても、その形状、裾の長さ、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状、色合い等が酷似している。また、生地も素材も一般的な綿又は絹であり、特殊なものではない。糸もどこでも入手可能な市販のものを使用している。 以上のとおり、本件当該衣装は、古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙18の35頁 ②乙19の2枚目の水刺床写真 ③乙27の108、109、114頁 ④乙28の64、65、75、103頁 ⑤乙30の62頁
22	17.00	王子の衣装(エンジ帽子1、エンジに金模様の衣束1) 上衣(綿)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	王子役用に制作されたもので、綿などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役を演じる役者の雰囲気に合わせて制作された一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	否認。 「王子の衣装(エンジ帽子1、エンジに金模様の衣束1) 上衣(綿)及び帽子」(以下「本件王子衣装」という)は、書籠服(ソヨンポク)と呼ばれる伝統的な王子の服装であり(乙29の301頁、248頁、58頁、323頁)、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現し、MBCAが本件ドラマ以外の歴史ドラマに使用するために作成したものであって、高度の美的創作性はない。書籠服(ソヨンポク)は、空頂・紫の帯・水晶帯により構成されている(乙29の301頁)。空頂は、縦長の帽子に水平に棒状のものが付属している。紫の帯には胸と両肩に丸枠で大きな竜のような文様が描かれている。水晶帯は水晶帯のものが付着しない色付けられた帯である。本件王子衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。 本件王子衣装を製作するにあたって使用された素材である生地や糸などは、どこでも入手できる一般的なものであり、格別高価なものではない。 以上のとおり、本件王子衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙29の301、248、58、323頁

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての 主張に対する認否	被告らの反証
23	17.30	王子の衣装(エンジ帽子1、エンジに 金模様の衣束1) 帽子	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	王子役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役を演じる役者の雰囲気に合わせて制作された一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上	同上	同上	同上
24	18.00	中宗大王の赤地に金の衣装 上衣 (絹)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	王役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役を演じる役者の雰囲気に合わせて制作された一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	否認。 本件王の赤地衣装は、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために、本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマで使用するために作成した、朝鮮王朝における王の伝統的な衣装の模倣品であって、高度の美的創作性を有しない。乙20(国立宮内庁博物館展示案内図録)の122頁では、本件王の赤地衣装と酷似した衣装が朝鮮王朝における王の衣装として紹介されている(なお、乙25(国学院図鑑)11頁参照)。王の伝統的な衣装は、全体が赤に染められているほか、胸と両肩に丸枠で大きな竜の文様が描かれているところ、本件王の赤地衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。朝鮮王朝における王の衣装が、本件王の赤地衣装と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける王の衣装も、本件王の赤地衣装と酷似していることから明らかである(乙28の65頁、66頁)。以上のとおり、本件王の赤地衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙20の122頁 ②乙25の11頁 ③乙28の65、66頁
25	19.00	中宗大王の大祭(即位)の衣装 黒上 衣(化繊)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	王の即位の儀式用に制作されたもので、金糸の豪華な刺繍や玉の装飾が施されており、一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	否認。 本件王大祭衣装は、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における王の伝統的な衣装であって、(乙29の274頁、341頁、乙25の18頁)、高度の美的創作性を有しない。冠は黒い円筒形のものであり、頭頂部に覆輪がある。前後に玉を通したすだれ状の紐が垂らされている(乙29の274頁参照)。衣服は、黒を基調とした色合いで鮮やかな彩色で文様が描かれている。本件王大祭衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。朝鮮王朝における王の即位時の衣装がこれらの本件王大祭衣装と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける王の即位時の衣装も本件王大祭衣装と酷似していることから明らかである(乙28の54頁、乙31の70頁)。以上のとおり、本件王大祭衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙25の18頁 ②乙28の54頁 ③乙29の274、341頁 ④乙31の70頁
26	19.10	中宗大王の大祭(即位)の衣装(モン リュウカン)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	王の即位の儀式用に制作されたもので、金糸の豪華な刺繍や玉の装飾が施されており、一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上	同上	同上	同上
27	35.00	皇太后の衣装(白と青の組み合わせ) デランジマ(スカート)(絹、金箔)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役の役者の雰囲気に合わせて一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	否認。 本件皇太后衣装は、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現したものであり(乙16の18頁、19頁)、本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における皇太后の伝統的な衣装であって、高度の美的創作性を有しない。唐衣は、胸と両肩に丸枠で大きな竜の文様が描かれており、また、胸の辺りに結び紐が取り付けられている。デランジマ(スカート)は、水平に2列の文様が鮮やかに刺繍されている。本件皇太后衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。朝鮮王朝における高位の女性の衣装がこれらの本件皇太后衣装と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける高位の女性の衣装も本件皇太后衣装と酷似していることから明らかである(乙28の66頁、乙27の90頁、134頁)。以上のとおり、本件皇太后衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙16の18、19頁 ②乙27の90、134頁 ③乙28の66頁
28	35.10	皇太后の衣装(白と青の組み合わせ) 唐衣(絹、金箔)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、 原告は、MBCAより著作権の 譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇太后役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役の役者の雰囲気に合わせて一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上	同上	同上	同上

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容についての 主張に対する認否	被告らの反証
29	37.00	文定皇后の衣装 デランジマ(スカート)(絹、金箔)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇后役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役の役者の雰囲気に合わせて一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	否認。 本件皇后衣装は、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における皇后の伝統的な衣装であって高度の美的創作性を有しない。唐衣は、胸と両肩に丸枠で大きな電の文様が描かれており、また、胸の辺りに結び紐が取り付けられている。デランジマ(スカート)は、水平に2列の文様が鮮やかに刺繍されている。本件皇后衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。朝鮮王朝における高位の女性の衣装がこれらの本件皇后衣装と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける高位の女性の衣装も本件皇后衣装と酷似していることから明らかである(乙28の66頁、乙27の90頁、134頁)。以上のとおり、本件皇后衣装には高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙27の90、134頁 ②乙28の66頁
30	37.10	文定皇后の衣装 唐衣(絹、金箔)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	皇后役に制作されたもので、絹などの高級な材料を使用して製作され、また金糸の豪華な刺繍が施され、本役の役者の雰囲気に合わせて一品制作されたものであって創作性が高い。保険評価額が高い。	同上	同上	同上	同上
31	107.00 107.10 107.41 107.42	水刺間 女官衣装(赤)チマ(スカート) チョゴリ(上衣)(絹) 女官たちの衣装(赤) エプロン	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、自分の高い人に会うときに手を隠せるようにしてきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	否認。 通し番号31については女官衣装と女官のエプロンで構成されているが、このうち、女官衣装については、通し番号21で述べたとおりである。以下では女官のエプロン(以下「本件エプロン」という。)について述べる。 本件エプロンは、ごくありふれたものであり、過去も現在も、日常的に家庭等でも使用されてきたデザインであって高度の美的創作性を有しない。原告はあたかも通常のエプロンは、腰から下に巻くスタイルのものであり、上半身を覆うスタイルのものは通常は見当たらないかのような主張をしているが、我が国においても韓国においても、上半身を覆うデザインは多数見受けられることは公知の事実であり、主張自体失当である。特に韓国においては古くよりオックホリと呼ばれる肩にかける形のエプロンが使用されている(乙29の284頁)。 また原告は、エプロンにスリットが入っている点を強調するが、スリットは衣服の着用者が動きやすくなるために機能的な意味合いで入れられる切れ目であって、衣装やエプロンにスリットが入れられることは特段、珍しいことではなく、そのようなありふれたデザインに、美術の著作物と評価できるような高度の美的創作性があるとはいえない。 なお、本件エプロンについては、原告が申請人となったソウル中央地方法院における著作権侵害禁止仮処分事件において、本件エプロンが韓国の著作権法で保護対象としている応用美術著作物に該当すると断定することは難しいとの決定がなされている(乙3)。 以上のとおり、本件エプロンに高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙29の284頁
32	108.00	尚宮(一般職)の衣装 チマ(スカート)、唐衣(絹)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである	否認。 古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり(乙29の218、219頁、乙19の2枚目の水刺床写真、乙18の35頁)、ありふれたものであって高度の美的創作性を有しない点、通し番号20のチマチョゴリと同様である。朝鮮王朝の宮中に仕える女官の衣装がこれらの本件展覧会展示物と同様のものではなかったことは、過去の他のドラマにおける女官の衣装も上記本件展覧会展示物と酷似していることから明らかである(乙30の62頁、乙27の108、109頁、114頁、乙28の64頁、65頁、75頁、103頁)。チマチョゴリは、いずれの衣装も、合わせの上着と袴風のスカートの衣装で構成されており、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状や上着、スカートの形状、色合い等の点において酷似している。唐衣についても、その形状、裾の長さ、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状、色合い等が酷似している。また、生地素材も一般的な絹又は綿であり、特殊なものではない。糸もどこでも入手可能な市販のものを使用している。以上のとおり、本件当該衣装は、古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙18の35頁 ②乙19の2枚目の水刺床写真 ③乙27の108、109、114頁 ④乙28の64、65、75、103頁 ⑤乙30の62頁
33	108.31	最高尚宮(一般職)の衣装 チマ(スカート)、唐衣	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	同上	同上	同上	同上
34	123.00 123.10	水刺間 女官見習い幼少期の衣装 チマ(スカート) チョゴリ(上衣)(化粧) 水刺間 女官見習い幼少期の衣装 エプロン	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、自分の高い人に会うときに手を隠せるようにしてきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	否認。 CatNo123.00の衣装については、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における皇后の伝統的な衣装であって高度の美的創作性を有さず、著作物性が無いことについては、通し番号21と同様である。エプロン(以下「本件幼少期エプロン」という。)については、別紙侵害品目リスト一覽では、「上半身を覆うスタイルのもの」と誤解しているようであるが、実際には、腰までのデザインである。かかるエプロンは、過去も現在も、日本でも韓国でも、日常的に使用されているありふれたデザインであって、高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	同上

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容について の主張に対する認否	被告らの反証
35	125.00	女官見習い 大人の衣装(水色) チマ(スカート)、チョゴリ(上衣)(絹)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	否認。 古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり(乙29の218、219頁、乙19の2枚目の水刺床写真、乙18の35頁)、ありふれたものであって高度の美的創作性を有しない点、通し番号20のチマチョゴリと同様である。朝鮮王朝の宮中に仕える女官の衣装がこれらの本件展覧会展示物と同様のものではなかったことは、過去の他のドラマにおける女官の衣装も上記本件展覧会展示物と酷似していることから明らかである(乙30の62頁、乙27の108、109頁、114頁、乙28の64頁、65頁、75頁、103頁)。チマチョゴリは、いずれの衣装も、合わせの上着と袴風のスカートの衣装で構成されており、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状や上着、スカートの形状、色合い等の点において酷似している。唐衣についても、その形状、裾の長さ、胸の辺りで結ばれた結び紐の形状、色合い等が酷似している。また、生地素材も一般的な絹又は絹であり、特殊なものではない。糸もどこでも入手可能な市販のものを使用している。以上のとおり、本件当該衣装は古くから韓国に伝わる伝統的な衣装であり高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙18の35頁 ②乙19の2枚目の水刺床写真 ③乙27の108、109、114頁 ④乙28の64、65、75、103頁 ⑤乙30の62頁
36	127.00	水刺間 女官一般の衣装(赤)チマ(スカート)、チョゴリ(上衣)(絹)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	同上	同上	同上	同上
37	129.00	尚宮一般職の衣装(薄緑) チマ(スカート)、唐衣	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	同上	同上	同上	同上
38	131.00 131.10	最高尚宮の衣装(濃緑)チマ(スカート)、唐衣 最高尚宮の衣装(濃緑)エプロン	MBCA	エプロンはなく、原告の品目、創作性についての主張でエプロンについて主張している部分については否認。	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	朝鮮王朝時代にもエプロンは存在したが、腰から下に巻くスタイルのものではなく、ドラマの衣装用エプロンは上半身を覆うスタイルのもので、ドラマ用に新たにデザインされたものである。このエプロンには、両サイドにスリットが入っており、歩いたときに下に着たスカートの色が見えるようにし、また、身長の高い人に会うときに手を隠せるようにきちんとした印象と清潔感を与えることができるように工夫されており創作性が高い。 さらに、朝鮮王朝時代の王族以外の服は白黒以外の色を使うことがほとんどなく、鮮やかな色彩を使用した衣装は時代考証に忠実に再現されたものではなく、本件ドラマ用に特別に制作されたものである。	同上	同上	同上
39	151.01 151.02	医女衣装(見習いピンク)チマ(スカート)・チョゴリ(上衣) 医女衣装(見習い)青い診察服(麻織)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	否認。 通し番号39、40及び41については女官衣装と女官の診察服で構成されているが、このうち、女官衣装については、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現し、本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における女官の伝統的な衣装である点、通し番号21と同様である。 診察服についても、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現し、本件ドラマで使用するために作成した、朝鮮王朝における医女の伝統的な衣装であって高度の美的創作性を有しない。 当該診察服は、上記のとおり、時代の風俗等の再現であることから、本件ドラマ以前の別のドラマでも同様のものが使用されている(乙30の26頁、42頁、58頁)。これらの衣装は、丸い形状をした襟元や袖がないこと、あるいは色合い等において本件における診察服と酷似している。 以上のとおり、上記衣装及び診察服にいずれも高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①乙30の26、42、58頁
40	151.50 151.51	医女(一般)衣装(白)チマ(スカート)・チョゴリ(上衣)(絹)(大長今と一般医女) 医女(一般)衣装(白)診察服(青)(麻織)(大長今と一般医女)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	同上	同上	同上	同上

通し番号	乙号証の Cat No	品目	製作者 原著作者	原告の製作者 等の主張に対する 認否	権利取得原因	原告の権利 取得原因の 主張に対する 認否	創作性についての主張	原告の創作性についての主張に対する認否	著作権侵害の侵害内容	原告の著作権侵害の侵害内容について の主張に対する認否	被告らの反証
41	152.00 152.10	医女(名譽職)衣装(白)チマ(スカート)唐衣(絹) 医女(名譽職)衣装 診療服(麻織)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	同上	同上	同上	同上
42	153.00 153.10 153.20	医務官(男性用)衣装 官服(絹、ヒュンペ) 医務官(男性用)衣装 バジ(ズボン)、チョゴリ(上衣)(絹、ヒュンペ) 医務官(男性用)衣装 診療服(麻織)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上	医女の服に関する正確な資料がなく、ドラマの内容に合わせて宮廷女官の服装を变形させて簡単に脱ぎ着することができるようデザインした。	否認。 通し番号42についてはいずれも時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現し、本件ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における医務官の伝統的な衣装であって高度の美的創作性を有しない。 当該診療服は上記のとおり時代の風俗等の再現であることから、本件ドラマ以前の別のドラマでも同様のものが使用されている(乙30(ホジュン 宮廷医官への道)58頁、乙32(韓国時代劇のすべて)14頁)。これらの衣装は、丸い形状をした襟元や袖がないこと、あるいは色合い等において本件における診療服と酷似している。 以上のとおり、上記衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①Z30の59頁 ②Z32の14頁
43	198.00 198.10	試着用衣装 皇后の衣装 デランジマ(スカート)(化繊、金箔) 試着用衣装 皇后の衣装 唐衣(化繊、金箔)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上		否認。 本件皇后衣装は、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成した、朝鮮王朝における皇后の伝統的な衣装であって高度の美的創作性を有しない。唐衣は、胸と両肩に丸棒で大きな竜の文様が描かれており、また、胸の辺りに結び紐が取り付けられている。デランジマ(スカート)は、水平に2列の文様が鮮やかに刺繍されている。本件皇后衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。 朝鮮王朝における高位の女性の衣装がこれらの本件皇后衣装と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける高位の女性の衣装も本件皇后衣装と酷似していることから明らかである(乙28の66頁、乙27の90頁、134頁)。 以上のとおり、本件皇后衣装には、高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	①Z27の90、134頁 ②Z28の66頁
44	199.00	試着用衣装 武官の衣装 平服(青帖裏服)(化繊)	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上		否認。 本件武官衣装は、チョン Cholrik(青帖裏)と呼ばれる朝鮮王朝時代に文武官が普段着にした上衣であり(乙29の371頁)、時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成したものである。ベクアンボク(百官服)は、中央部に文様がある広袖の衣装である。本件武官衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。 乙25の5、「軍服」を示した頁(14頁)でも、本件武官衣装と酷似した衣装が朝鮮王朝における軍服として紹介されている。チョン Cholrik(青帖裏)は、上衣と腰の入った裳とがつけられた、広袖で打合せの衣装である。頭には玉簪笠と呼ばれる笠を被る(乙29の371頁参照)。本件武官衣装は、これらの特徴を忠実に再現したものである。 以上のとおり、本件武官衣装に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	当該物は、試着用であり、展示していない。	同上	①Z25の14頁 ②Z29の371頁
45	200.00	試着用衣装 武官(官服)の衣装	MBCA	同上	2005年(平成17年)10月13日、原告は、MBCAより著作権の譲渡を受けた(甲1)。	同上		否認。 本件官服は、ベクアンボク(百官服)と呼ばれる伝統的な朝鮮官吏が着た衣服である(乙29の193頁)。時代考証、文物考証に基づいて時代の風俗等を忠実に再現するために本件ドラマ以前のMBCの歴史ドラマに使用するために作成したものである。ベクアンボク(百官服)は、中央部に文様がある広袖の衣装である。本件官服は、これらの特徴を忠実に再現したものである。 乙25の3、「平服」を示した頁(11頁)では、本件官服と酷似した衣装が朝鮮王朝における官吏の平服として紹介されている。また、朝鮮王朝における官吏の平服が本件官服と同様のものであったことは、過去の他のドラマにおける官吏の平服も酷似していることから明らかである(乙30表紙)。 以上のとおり、本件官服に高度の美的創作性はなく、美術の著作物とはいえない。	同上	同上	同上